

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		職員互助会補助金		市の担当部課	経営部総務課		
				問い合わせ先	0568-44-0302		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市職員互助会		代表者名	会長 原 欣伸		
関係規定	法令	地方公務員法第42条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市職員互助会補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	平成23年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		互助会が実施する福利厚生事業について、実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について補助金を交付するため				補助制度検証	令和9年度実施予定
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	
		4,464,364 円		4,452,500 円		4,643,250 円	
		(4,464,364 円)		(4,452,500 円)		(4,643,250 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		犬山市職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業の充実推進を図ることができた。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			16,474,058 円		
		うち補助事業全体の経費			12,725,592 円		
		うち補助対象経費			4,724,146 円		
		補助対象経費の内訳			人間ドック受診助成事業		1,638,650 円
					親睦行事補助事業		2,997,215 円
					クラブ補助事業		68,872 円
					消耗品費		19,409 円
		補助額の算出方法		補助率、補助額		事務費＋福利厚生事業(※人間ドック受診助成事業以外)×1/2＋人間ドック受診助成事業×1/4	
補助限度額				予算の範囲内において			
精算の有無（変更交付）	有			その理由	令和7年度犬山市職員互助会会計決算確定後		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		犬山市職員の保健、元気回復の充実推進を図ることができた。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						無	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市スペシャリスト育成助成金		市の担当部課	経営部総務課		
				問い合わせ先	0568-44-0302		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市職員5名		代表者名	—		
関係規定	法令	地方公務員法第39条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市スペシャリスト育成助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証	令和9年度実施予定
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市行政の高度化・専門化にあたり、特定分野における市職員のスペシャリスト（市行政の特定分野で、高度な専門的知識、資格免許等を必要とするもの）の養成及び自己啓発に対する意欲の向上のため必要である。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	
		80,000 円		3,750 円		29,208 円	
		(80,000 円)		(3,750 円)		(29,208 円)	
令和8年度予算		120,000 円					
		(120,000 円)					
市の補助金を使って実施した事業の内容		職員が行政書士、社会福祉士、1級建築士、第三種電気主任技術者など、要綱に定められた資格免許等を受験により取得した場合、その試験手数料などの一部を助成するもの。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			—		
		うち補助事業全体の経費			58,416 円		
		うち補助対象経費			58,416 円		
		補助対象経費の内訳			受検料		45,700 円
					試験手数料		242 円
					テキスト代		12,474 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		資格免許等の取得に要した、講習費、試験手数料、免許登録手数料など要綱で定めた助成対象経費の1/2以内			
		補助限度額		40,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	資格取得後に助成を行うため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		職員の能力・知識向上により、窓口対応や業務上において、質の高い市民サービスの提供を図ることができる。					
その他参考事項		平成29年度より助成を開始。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			- 円		
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			- 円		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—				

※令和7年度の実績に基づき作成しています。